

はじめに

名古屋市では、平成 11 年度以降、市債を満期に一括して償還するために積み立てている「公債償還基金」から緊急避難的に借入れを行わなければ予算編成ができないという、大変厳しい財政状況にありました。そこで、平成 13 年に「財政健全化計画」を策定し、行政評価制度の活用による施策のシフト、事務事業の効率化とコスト縮減、予算編成システムの改革などの方策に積極的に取り組みました。

この間、東海豪雨後の水害対策や東海地震などの震災対策に係る財政負担、国の「三位一体の改革」による影響など計画では想定していなかった事態も起こる中、平成 17 年度には計画の目標である「公債償還基金」から借入れを行わない財政運営を実現しました。

しかし、この目標の達成は、財政健全化債の発行などによる財源対策を行ったうえで達成できたものであり、平成 19 年度当初予算においても 190 億円の財源対策を行わざるを得ないなど引き続き厳しい財政状況にあります。

少子高齢化の急速な進行や地球環境問題の顕在化など本市を取り巻く社会潮流に的確に対応し、名古屋が市民と協働して元気であり続けるためには、名古屋新世紀計画 2010 第 3 次実施計画を着実に推進していくことが必要です。また、地方分権の進展や国の「歳出・歳入一体改革」など自治体財政を取り巻く構造改革への対応も必要です。

これらの課題に的確に対応するため、第 3 次行財政改革計画と連携して行財政システム改革に取り組むとともに、あらゆる角度から自主財源の確保に努め、限られた財源を有効に活用して事業をすすめていかなければなりません。そのため、持続可能で強固な財政基盤の確立を目指して、先の「財政健全化計画」により取り組んだ方策とその成果を一層発展させた「新財政健全化計画」を策定し、歳入と歳出の両面からさらなる健全化をすすめることとしました。